

[応急・復旧]

資料40 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町の調査と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
被 農 害 業	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩 壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 業 被 害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
林業被害	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
施設被害	公立 立文 教	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
施設被害	社会 教育	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
施設被害	社会 福祉 等	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
その他	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀等又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料41 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波提、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要などとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4	
生活保護法	保護施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法	老人福祉施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2 または 1/3	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等)	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等)	居宅介護事業所(居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所)、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃	
	障害者支援施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障害者支援施設	〃	〃	
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部、公益社団法人、公益財団法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
児童福祉法	児童厚生施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定に拠る道路の共用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		〃

資料42 応急金融の概要

(平成29年度)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヶ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内)		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的な用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6ヶ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6ヶ月以内	20年以内(貸付額に期限の上限有り)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月35,000円以内			
				(高等専門学校) 月60,000円以内			
				(短期大学) 月60,000円以内			
	(大学) 月65,000円以内						
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額 300,000円以内	契約の終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	＜福祉資金福祉費別表＞				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6か月以内 1,300,000円 ・ 1年以内 2,200,000円 ・ 2年以内 4,000,000円 ・ 3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等	貸付限度額（円）	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率	
母子・寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団 体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文 具販売、菓子小売業等、母子福 祉団体においては政令で定め る事業）を開始するのに必要な 設備費、什器、機械等の購入資 金 2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%	
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団 体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉 団体については政令で定める 事業）を継続するために必要な 商品、材料等を購入する運転資 金 1,420,000 団体 1,420,000		6ヶ月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%	
	修学 資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学 （専門課程） 大学 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般家庭） 48,000	就学期間中	当該学 校卒業 後6ヶ 月	20年 以内（専 修学校 （一般課 程は5年 以内））	無利子 ※親に 貸付け る場合 児童を 連帯借 受人と する。 児童に 貸付け る場合 親等を 連帯保 証人と する。
	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等 に就職するために必要な知 識、技能を習得するために必 要な資金（例 洋裁、タイプ、 栄養士等）	月額 68,000 （特1回 816,000） 運転免許 460,000	知識、技能を 習得する期間 中5年をこえ ない範囲内	知識 技能 習得後 1年	20年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	修業 資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するた めに必要な知識、技能を習得す るために必要な資金	月額 68,000 （特1回 460,000） （注）修業施設で知識、技 能習得中の児童が18歳 に達したことにより児 童扶養手当等の給付を 受けることができなく なった場合上記額に児 童扶養手当額を加算	知識、技能を 習得する期間 中5年をこえ ない範囲内	知識 技能 習得後 1年	6年 以内	修学 資金と 同様

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)	1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人有：無利子 保証人無：年1.0% 児童に係る貸付の場合 就学資金と同じ	
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000	6ヶ月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%	
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を修得している間の生活補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技能を修得する期間中5年以内	知識技能習得後6ヶ月	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
	医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金		医療介護を受けている期間中1年以内		医療若しくは介護終了後6ヶ月	5年以内		
母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金	240万円を限度		貸付期間満了後6ヶ月		8年以内			
失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	離職した日の翌日から1年以内				5年以内			
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6ヶ月	6年以内 特別は7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%	

融資の 名称	内容・資格・条件等								
災害援護資金貸付金	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率	
	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃 借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%	
	就学 支度資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な 被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 就業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000			6ヶ月	20年 以内 就業 5年 いない	就学 資金と 同様
	結婚 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の 父が扶養する児童、寡婦が扶養 する20歳以上の子の婚姻に際 し必要な資金	300,000			6ヶ月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% 〔措置期間は無利子〕	3年 〔特別の事情がある場合は5年〕	10年 〔措置期間を含む〕	半年賦 年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (2) ご自身が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
	融資対策	区分	建設	新築購入	リユース(中古)購入	補修
		住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上)175㎡以下	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅	
	その他			寄港の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅		
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,650万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 移転資金 440万円 整地資金 440万円
		特例加算額	建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円	
	返済期間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内	20年以内
		木造(一般)	25年以内	25年以内	リユース住宅・マンション 25年以内	
		据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.63% 特例加算額 年1.53%				
	補修の場合	年0.63%				
(平成29年8月現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)						
受付期間	り災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル0120-086-353 又は048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた物 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.16%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金 実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等																																		
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。																																	
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/1000以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ロ) 被害漁業者 (ハ) 被害組合																																	
	貸付限度額	<table border="0"> <tr> <td>(一般災害) 被害農林漁業者</td> <td>(個人)</td> <td>3,500,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法人)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>政令で定める資金</td> <td>(個人)</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法人)</td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(激甚災害) 被害農林漁業者</td> <td>(個人)</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法人)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>政令で定める資金</td> <td>(個人)</td> <td>6,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法人)</td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>漁具購入</td> <td></td> <td>50,000,000円</td> </tr> <tr> <td>被害組合</td> <td></td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(連合会)</td> <td>50,000,000円</td> </tr> </table>	(一般災害) 被害農林漁業者	(個人)	3,500,000円		(法人)	20,000,000円	政令で定める資金	(個人)	5,000,000円		(法人)	25,000,000円	(激甚災害) 被害農林漁業者	(個人)	4,000,000円		(法人)	20,000,000円	政令で定める資金	(個人)	6,000,000円		(法人)	25,000,000円	漁具購入		50,000,000円	被害組合		25,000,000円		(連合会)	50,000,000円
	(一般災害) 被害農林漁業者	(個人)	3,500,000円																																
		(法人)	20,000,000円																																
	政令で定める資金	(個人)	5,000,000円																																
	(法人)	25,000,000円																																	
(激甚災害) 被害農林漁業者	(個人)	4,000,000円																																	
	(法人)	20,000,000円																																	
政令で定める資金	(個人)	6,000,000円																																	
	(法人)	25,000,000円																																	
漁具購入		50,000,000円																																	
被害組合		25,000,000円																																	
	(連合会)	50,000,000円																																	
償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)																																		
貸付利率	法発動の都度設定																																		
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。																																	
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用																																	
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)																																	
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内																																	
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)																																	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.16%(H29.4.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～1.45%（H29.4.19現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.25%（H29.4.19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16%（H29.4.19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社 日本政策 金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	貸付期間	6ヶ月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	10年以内（据置2年以内）					
	融資利率	<table border="1"> <tr> <td>〔固定金利〕</td> <td>〔変動金利〕</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.1%</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.3%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	〔固定金利〕	〔変動金利〕	5年以内 年1.1%	年1.1%	10年以内 年1.3%
〔固定金利〕	〔変動金利〕						
5年以内 年1.1%	年1.1%						
10年以内 年1.3%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む。) 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方(育児・介護休業中の方も含む。) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産等事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業に働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内			
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	担保・償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯① に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯② に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③ に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>